

平成26年度 第2回新温泉町行財政改革推進委員会会議録（要旨）

[開催日時] 平成26年7月10日(木)午後1時30分～午後3時30分
[開催場所] 浜坂多目的集会施設 1階 会議室
[出席者] 中澤委員長、河越副委員長
熊本委員、小谷委員、竹中委員、仲山委員、橋本委員、
藤田委員、松岡委員、森田委員
行政 小西副町長
事務局 西村総務課長、中島係長、谷口主査
[傍聴者] ー

=====

[会議次第]

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
(1) 第3次行財政改革大綱について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

[内 容]

1 開 会

2 あいさつ

委員長：本日の委員会は第2回目ということで、前回、町長から諮問のありました第3次行財政改革大綱について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

副町長：本日は台風8号が接近中ではありますが、町としては、住民の皆様十分に情報提供を行いながら、安全第一の対応を行いたいと思っています。

さて、本日の議事であります第3次行財政改革大綱につきましては、前回の委員会におきまして、その必要性などについて説明をさせていただきましたが、本町のこれまでの取組を振り返ってみますと、第1次大綱では、合併メリットを最大限に引き出すことを主眼とし、第2次大綱では、事務事業の改善、組織見直しなどを中心とした改革を進め、行財政運営のスリム化を図ってきました。

第3次につきましては、今後直面する普通交付税の減額や少子高齢化などの課題に対応するため、継続して行財政運営のスリム化を進めながら、あわせて、住民満足度を高める質の改革を重視した大綱を策定としたいと考えています。

つきましては、委員の皆様には当委員会でのご審議をよろしく願いいたします。

3 議 事

(1) 第3次行財政改革大綱について

(事務局説明)

・主な意見等

委員：「第1 行財政改革の必要性」の「1 これまでの取組」の文章中に、「行政評価の活用による事務事業の見直し」という記載があるが、行政評価とはどのようなものか。

事務局：行政評価とは、町が実施する事務事業などについて、その実施状況や成果の評価を行い、その必要性や有効性を分析し、今後の事務事業の方向性を検証するものです。

委員：それは、毎年、定期的には実施しているのか。

事務局：毎年、実施している。

委員：今後の行財政改革においては、財政面での改革が重要だと思っているが、現在の大綱素案の内容では、財政面での内容が抽象的で具体的な数値の明示が無いため、議論しにくい。

事務局：具体的な数値については、大綱の中ではなく、大綱を踏まえて策定する実施計画の中に盛り込む予定である。大綱については、あくまで方向性を示すということに留めて、具体的に数値化した目標については、実施計画に挙げることにしている。また、その内容については、今後の委員会において、審議いただくことにしている。

委員：町の進めようとしている行財政改革は、実質公債費比率が18%未満であればそれで良しとする消極的な改革なのか、それとも、一歩進んで町の負債を減らしていくことを目指す改革なのか、という部分が見えてこない。

委員：今後の普通交付税の減額を見据えると、相当厳しい歳出の抑制が必要であり、行財政改革の着地点としては、大きな目標が求められると思う。その中で、住民サービスの充実が実践できるのか。廃止すべき住民サービスは廃止するといった姿勢がなければ、今後の厳しい財政状況は乗り越えられないのではないかと。実際の財政改革に結びつく、行財政改革の取組が必要である。

第2次行財政改革実施計画の25年度実績を見ると、評価がAやBのものも多く優等生に見えるが、本当にそうなのか。

委員：大綱はあくまで方向性を示す指針ということで仕方ない面もあるが、今回の大綱素案の内容からは、町財政の切迫感が感じられない。

事務局：今後、普通交付税は合併特例措置の終了と人口減により、おおよそ約10億円の減額が見込まれ、現在の約100億円規模の財政運営を約90億円規模の運営へと徐々に縮小しなければならないと推測している。

そのために、固定経費として一番大きな人件費と公債費を抑制することを中心として予算規模を縮小しながら、一定の住民サービス水準は維持したいと考えている。

委員：今後、約10億円の歳出削減を行うならば、相当厳しい改革が必要であるが、職員数の削減については、限界があると思う。そのため、次期改革においては、職員だけでなく町議会の改革も必要だと感じている。

現在、町財政が厳しい状況にあることは、町議会にも責任があるわけで、例えば、ボーナスの支給などについては考えるべきだと思う。

副町長：町議会の関係については、これまでに行政サイドの改革として項目を挙げたこともあったが、その際に、議会のことは議会で決めるという姿勢が町議会から示された経過があるため、今回の大綱においても明記することは

難しいと思われる。

今後の財政規模の縮小を見据えると、収入増と支出減の方法を考える必要があるが、少子高齢化、生産年齢人口の動向などを見ると収入増はあまり期待できない。そのため、出来る限りの支出の削減を行いながら、いかに職員一人あたりが提供できる住民サービスの質を上げるかという部分が重要となっている。

委員：浜坂病院の経営がこのままで良いのかと感じている。例えば、豊岡病院と統合して、浜坂病院を浜坂分院とすれば、医師の派遣が人事異動の中で行われるため、医師確保の問題が解消し、診療体制の充実にもなると思う。浜坂病院の自立経営にこだわらず、住民にプラスとなるような大胆な取組が必要だと思う。

副町長：浜坂病院の経営については、これまでから組織のあり方などについて検討している。豊岡病院の分院という意見については、豊岡病院も医師不足の問題があり、これ以上の分院を持つことが出来ない状況にある。

そうなれば、浜坂病院を自立経営するか、閉鎖するかということになるが、閉鎖となれば、新温泉町における医療部分の住民サービスの低下となるため、赤字経営ではあるが、現時点では、浜坂病院を自立経営することが必要であると判断している。

病院改革の必要性は認識しているが、全国のへき地医療が抱える医師確保の問題などについては、この行財政改革とは別次元の取組として、考えなければならぬと思っている。

委員：但馬地域の病院は医師不足であるが、鳥取県では医者が余っていると聞いたことがあるが。

副町長：住民一人当たりの医者の数は多いが、鳥取県の医療体制が十分に充実しているとまでは言えない。

委員：あらゆる病院連携を模索し、住民サービス向上のための医療体制の確立を求めたい。

委員：大綱は指針であり抽象的な表現となっているが、例えば、基本方針「1 住民との協働の深化」の重点項目「(2) 協働のまちづくりの推進」について、現時点で事務局が考えている取組があれば、一例で構わないので示して欲しい。

事務局：次期計画の実施項目については、基本的にはこれまでの取組を継続、または拡充したものを予定している。新たな取組については、今後、担当課などと調整を行い、決定することとなるが、例えば、地区公民館活動の推進などを考えている。

委員：重点項目「(2) 協働のまちづくりの推進」の文章中に「～を進めます。」という表現があるが、協働のまちづくりは住民と行政のどちらが主に進めるのか。「～を図ります。」という表現であれば、ある程度、行政がきっかけを作ってくれるような感じもするが、「～を進めます。」では、どちらにも取れるように思う。

委員：協働のまちづくりを推進する上で、各種団体の自立を促すとのことであるが、それぞれの団体が本当に自立した活動が出来るのか疑問に感じるところがある。行政が金銭の面倒ではなく、色んな取組事例や動き方について、ある程度の支援を続けることは必要だと思う。

副町長：各種団体の自立については、行政が団体活動に全く関与しないという考え方のものではなく、団体活動への行政の関わりを整理して、団体と行政のそれぞれの役割分担のもとで、活動を展開していくという考え方のものである。

協働のまちづくりにおいては、行政がきっかけづくりを行いながら、住民、団体等の活動を支援していくという考え方で進める。

委員：基本方針「2 自立した財政運営の推進」において、経費の削減についての記載があるが、逆に、収入の増加を図るための重点的な施策をこの大綱に挙げることは出来ないか。

事務局：これまでどおり、必要な施策に対しては重点的に予算配分を行う方針に変わりはないが、この行財政改革は、あくまで行政の運営方針の改革という位置づけであるため、政策的な予算配分についての記載は行わない予定である。

委員：例えば、「2 自立した財政運営の推進」の重点項目「(2) 自主財源の確保」や「(3) 使用料・手数料の適正化」の文章中に、「～を図るとともに、」という表現があるが、ここは「～を図り、」という表現の方が、印象として強いように思う。

事務局：「～を図るとともに、」は、文章中の前後の取組を並行して進めるという意味で使用しているが、表現を「～を図り、」とした場合の文章の構成を確認し、修正について検討します。

委員：「～に努める。」という表現は、いかにも行政的な表現であり、インパクトが弱い。

委員：「2 自立した財政運営の推進」の文章中に、「合併特例措置の終了を見据え」という記載があるが、ここは、先ほど事務局から説明のあった「普通交付税の減額が約10億円見込まれる」という内容を追記し、今後の厳しい財政状況を示してはどうか。

事務局：減額見込みの約10億円は、現段階での試算の額である。現在、合併に関する普通交付税の算定基準については見直しが進められており、減額の見込額は今後変動する可能性もあるので、大綱への記載は控えたいと考えている。

委員：基本方針「4 行政運営力の強化」の重点項目「(2) 定員管理と給与等の適正化」において、「職員の能力主義を積極的に導入し、総人件費の抑制を図る。」という内容の文言を追記してはどうか。

国家公務員においては能力主義が進んでおり、同期入省でもかなりの給与差が出ているようである。そこから見ると、地方は遅れているように感じる。

事務局：委員の皆さんがこの提案に賛成ということであれば、大綱の中にその旨を追記させていただく。

従来から、国家公務員、地方公務員に能力実績主義という基本的な考え方はあったが、人事評価の項目は無く、平成19年度に国家公務員の人事評価、また、先般(平成26年度)、地方公務員の人事評価が法制化されたところであり、取組としてはタイムリーな内容である。

委員長：この提案に対して、委員の皆さんのご意見はどうか。

委員：(委員の皆さんが、この意見に賛成の意向を示した。)

委員：基本方針「4 行政運営力の強化」の重点項目「(1) 行政組織の最適化」の文章中に、「住民に分かりやすい組織体制」とあるが、現在の役場の体制、役職は分かりにくい。4月の人事異動の内容を見ても、全然分からない。

委員：副課長と課長補佐の使い分けがよく分からない。単に役職づけが職員の待遇改善のために行われているのであれば、それは考える必要があると思う。

事務局：例えば、課長補佐と係長は同じ格付けであり、給料は同等である。また、課長補佐から副課長になって初めて管理職となる。

委員：役職を上げることによって、財政面への影響がなければ構わないが、職員の待遇改善のために役職を上げるのであれば、行財政改革に逆行している。

委員：総人件費の抑制を考慮する必要があるが、仕事ができる人には給料を上げても良いと思うし、出来ない人にはそれなりの待遇を考えざるを得ない時期に来ていると思う。

4 その他

(次回の委員会では、再度、全体を通しての審議を行う。)

(次回の委員会は、8月21日(木)に開催)

5 閉 会

副委員長：本日は慎重審議いただき、また、貴重なご意見、ご提言等を賜りま

して、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。